

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度さっぽろ外国人相談窓口運營業務
発 注 課	総務局国際部国際課
選 定 事 業 者	公益財団法人札幌国際プラザ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>○本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められ、令和元年11月から設置している外国人生活者等を対象に暮らしに関わる情報提供や相談を行う一元的相談窓口の運營業務である。</p> <p>○本業務については、以下の理由から、相談窓口の設置以前より地域国際化協会として外国人の相談対応をはじめとした暮らし・コミュニケーション支援に取り組み、高い評価を得てきた（公財）札幌国際プラザに委託することが適当であると考えます。</p> <p>①これまでも外国人からの様々な相談に対応している経験があり、高いノウハウを有していること。</p> <p>②外国人特有の問題を解消するために欠かせない、行政を始めとする各関係機関や専門機関、市民団体とのネットワークを有しているほか、既に在住外国人から認知されており、効果的・効率的な運営が期待できること。</p> <p>③やさしい日本語を含む多言語対応能力があり、共生施策に精通する職員を複数配置し、またはこうした職員の育成能力を有していること。</p> <p>④札幌市が推進する多文化共生施策と連携し、一体となって実施する必要があること。</p> <p>○なお、（公財）札幌国際プラザは、本市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。</p> <p>○令和元年度から本業務の受託者であり、困難案件に対しても関係機関と連携しながら対処するなど、適切かつ円滑に相談対応を行っている。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和7年3月10日